

兵高教組  
**調査情報**  
 2011年12月16日 27号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail : [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)

## 期末・勤勉手当の「行革」カット緩和分、16日支給

今年の賃金確定交渉では、県「行革」による賃金カットを中止するよう強く要求してきました。「行革」カットを全面回復させることはできませんでしたが、期末・勤勉手当の役職加算のカットを昨年に続き緩和させました。16日に緩和分が支給されます。

期末・勤勉手当は、給料（調整額、地域手当含む。期末手当は扶養手当も含む）に支給月数をかけて支払われます。役職加算されている職員には、さらに役職加算率5%、10%...を割り増して支給されます（概算）。今年度の期末・勤勉手当の年間支給月数は合計3.95月（平均）ですが、役職加算されている職員は、「行革」措置により、役職加算率が右の表のようにカットされています。この「行革」カットを緩和させました。5%加算・10%加算の職員は、今年度支給月数3.95月分（平均）のそれぞれ1%・1.8%が緩和分として16日に支給されます。

役職加算を受けていない職員は、勤勉手当に0.038月分（平均9000円）を上乗せします。

役職加算率	行革カット後	今年度緩和
10%	6%	7.8%
5%	4%	5%
なし		+0.038月

- ・10%加算は教育職2級141号以上、行政職7級
- ・5%加算は教育職1級（常勤講師を除く）49号以上・技労職81号以上（共に05年度以前の採用）、行政職4級以上（教育職、技労職は経過措置中です。詳しくは事務室に問い合わせください）

## 今年度確定交渉の重要な成果

### 給料表改定は来年4月1日より

人事院は、国家公務員の俸給表を引き下げ改定し、「（今年）4月時点で公務と民間の均衡が図られる必要がある」として、今年4月～勧告の実施月の前月までの月例給及び一時金の差額を減額調整（12月一時金から差し引く）するよう勧告しました。兵庫県人事委員会も、給料表の引き下げ改定によるこの調

整措置について、「必要な措置を講じることが適当」と報告しました。高教組は県教委との交渉で、給料表の引き下げを来年4月1日まで遅らせることができました。これにより、来年3月までは引き下げ前の額で支払われます。今年度末退職者の退職金は引き下げの影響を受けずに支払われます。

## 時間講師賃金の是正分は1月10日支給！

今年度4月より、時間講師の賃金が誤って引き下げられていましたが、高教組が誤りを指摘して粘り強く交渉し、是正させることができました。50分の単価は2,650円から2,780円に是正されます。（昨年より10円の引き下げとなっています）その他一部非常勤嘱託員の賃金も連動して是正されます。

新賃金は12月から（一部11月から）

基本的には、12月支給分（11月実施分）から、是正された単価で支払われます。（一部11月支給分からは

正されている学校もあります）

4月に遡っての不足額は、1月10日に支給

改定は今年4月1日からです。これまで支給された賃金の不足分は、1月10日に支給されます。

高教組は、臨時教職員の賃金待遇の抜本的改善、時間講師賃金の月給制と社会保険・雇用保険の適用を要求しています。時間講師の皆さんも、ぜひ高教組に加入し、一緒に待遇改善を要求しましょう！

あなたもぜひ高教組に加入してください！